

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

富山市長 藤井 裕久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大沢野地域 船嶺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 8 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	28 経営体
・認定農業者数	25 経営体 (うち法人 14 経営体)
・認定新規就農者	1 経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	0 経営体
・準担い手	2 経営体

4. 地域農業の将来のあり方

主穀作経営に大豆や野菜などの作物を導入し、生産調整への対応を強化するとともに、経営の安定化を図る。

直売や農産物加工による差別化や付加価値の付与により、収益性の向上を図りながら、所得の増大を目指す。

水稲については、適正な栽培管理により、品質の向上に努める。また、有機栽培米や特別栽培米への取り組みを継続、拡充し、消費者の求める安全・安心な米作りへの取り組みを推進する。

意欲ある新規就農者を積極的に発掘し、地域の中心的な経営体となり得るよう、地域全体でその育成に努める。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。